

2 2 . 在宅療養資金貸付規程

三菱製紙健康保險組合

在宅療養資金貸付規程目次

第1条	(総則)	3頁
第2条	(目的)	3頁
第3条	(貸付対象者)	3頁
第4条	(貸付の限度額)	3頁
第5条	(貸付利息)	3頁
第6条	(貸付申込)	3頁
第7条	(資金貸付の決定等)	3頁
第8条	(貸付の方法)	3頁
第9条	(貸付機関等)	3頁
第10条	(貸付事業の確認)	3頁
第11条	(即時償還)	3頁
第12条	(領収書等の交付)	3頁
附則		3頁

第1条（総 則）

三菱製紙健康保険組合（以下「組合」という。）の被保険者及びその被扶養者への在宅療養資金の貸付けについては、この規程の定めるところによる。

第2条（目 的）

組合の被保険者及びその被扶養者が在宅において療養を行うために必要な環境整備に要する費用の一部（又は全部）を貸付けることにより、その者の在宅療養の支援を目的とする。

第3条（貸付対象者）

資金の貸付けを受けることができる者は、組合の被保険者であって在宅療養のための資金を必要とする者とする。

第4条（貸付の限度額）

資金の貸付額は、貸付けを受けようとする組合員の標準報酬月額の前3ヵ月相当分までとする。

第5条（貸付利息）

貸付金には利息を付さない。

第6条（貸付申込み）

資金の貸付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は在宅療養資金貸付申込書に次の書類を添付し、組合に提出しなければならない。

- ① 医療機関等からの療養に関する証明書
- ② 在宅療養に要する費用の見積書

第7条（資金貸付の決定等）

理事長は、申請書を受理したときは、速やかに審査し貸付けの可否及び貸付額を決定しなければならない。

- 2 理事長は資金の貸付けの可否及び貸付額を決定したときは、在宅療養資金貸付決定通知書により、申込者に通知するものとする。
- 3 申込者は、在宅療養資金貸付決定通知書を受理したときは、当該貸付けに係る借用書を理事長に提出するものとする。

第8条（貸付の方法）

貸付金の貸付方法は、組合窓口の現金払い又は金融機関（銀行又は郵便局）への送金とする。

第9条（貸付期間等）

資金の貸付期間は1年間とする。

第10条（貸付事業の確認）

理事長は資金の貸付けを受けたもの（以下「借受人」という。）の事業の確認を行うこととする。

第11条（即時償還）

理事長は借受人が偽りの申込み、又は不正の手段により貸付けを受けたときは、第9条の規定にかかわらず、ただちに償還させるものとする。

第12条（領収書等の交付）

理事長は、貸付金の金額が償還されたときは、借受人に対し当該貸付金に係る領収書を交付するとともに、借用書を返還するものとする。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から実施する。